

「パートナーシップ構築宣言」

2025年11月14日

株式会社モノリス

代表取締役 茂呂陵宏

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

大学（長崎国際大学・マヒドン大学等）との産学連携研究を推進し、研究成果をサプライチェーンを通じて共有します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

取引先とのデータ共有（品質データ・検査情報等）をクラウドで標準化し、生産性向上と情報の透明性を高めます。

c. 専門人材マッチング

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

社員の健康診断、メンタルケア、柔軟な働き方の確保を推進し、取引先にも健康施策を発信します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

また当社は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、取引先の人件費上昇（最低賃金引上げ、人材確保のための賃金改善等）が発生した場合には、協議の場を速やかに設け、必要な労務費相当額を価格に反映する方針を徹底します。

一方的な値下げ要請や、労務費上昇分の吸収を求める行為は一切行わず、サプライチェーン全体で適正な利益を確保できるよう価格交渉を行います。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・サプライチェーン全体に価格転嫁方針を積極的に共有し、取引先が適切な利益を確保できるよう支援する。
- ・海外研究機関との共同研究で得られた知見をサプライチェーンに還元し、技術力向上に貢献する。
- ・「共存共栄」を基本理念とし、関連業界へのパートナーシップ構築宣言の普及に努める。

令和7年11月14日

株式会社モノリス

企 業 名

代表取締役 茂呂陵宏

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。